

9-1 危険物質等に関し市長が命ずることのできる措置

法…国民保護法
 施行令…国民保護法施行令

措置の対象となる物質		市長が命ずることのできる措置
種類	区分	
消防法第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。) 【施行令第28条第1号】	市域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は市域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの	取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限【消防法第12条の3】
		製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 【施行令第29条、法第103条第3項第2号】
		所在場所の変更又はその廃棄 【施行令第29条、法第103条第3項第3号】
毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を市長から受けた者が取り扱うもの	取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限 【施行令第29条、法第103条第3項第1号】
		製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 【施行令第29条、法第103条第3項第2号】
		所在場所の変更又はその廃棄 【施行令第29条、法第103条第3項第3号】

備考 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。

(参考1) 国民保護法施行令第28条第1号に定める物質の取扱所等における安全確保の留意点
 (「国民の保護に関する基本指針」に基づき、総務省消防庁において平成17年に策定)

施設の種類	危険物の取扱所等(製造所、貯蔵所及び取扱所)	施行令第27条10号 第28条1号
<p>【施設の特性】</p> <p>(1)危険物の規制に関する政令第8条の2の3第3項の特定屋外タンク貯蔵所</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設が大規模かつ屋外に設置されているため、武力攻撃等の内容によっては防御措置を講ずることが難しい場合がある。また、火災等が生じた際の影響が大きい。 石油等の燃料を備蓄している例が多く、国民生活に多大な影響を与える恐れがある。 <p>(2)消防法第12条の7に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所の指定施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 大量の危険物を取り扱う施設である。 <p>(3)その他((1)、(2)を除く)の危険物施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災危険性が高い物品を貯蔵し、又は取り扱っている。 		
<p>【安全確保の留意点】</p>		
(1) 平素からの備え	<p>都道府県知事</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により不審者の侵入に注意するよう管理者へ要請すること。 都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。 避難経路の確認を行うよう管理者へ要請すること。 武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置(施設の運転緊急停止等)が的確に講じられるよう管理者へ要請すること。 市町村の担当部局との連絡体制を整備し、武力攻撃事態等に際して、県内に所在する危険物施設について円滑に把握できる体制をとること。 	<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により、不審者の侵入に注意すること。 都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。 避難経路の確認を行うこと。 武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置(施設の運転緊急停止等)が的確に講じられるよう確認し、従業員へ周知すること。

	都道府県知事	事業者
(2) 武力攻撃事態等における留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・特に、(1)及び(2)の施設については危険性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。 ・都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。 ・都道府県公安委員会又は海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。 ・消防法第12条の3にもとづき、危険物施設の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限を検討すること(市町長が設置の許可を行った施設については、市町長へ要請を行う)。 ・国民保護法第103条第3項第2号にもとづき、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動又は消費の一時禁止又は制限を検討すること(市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う)。 ・消防法第16条の3第3項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を命ずることを検討すること(市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。 ・消防法第16条の3第1項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずること。

(参考2) 国民保護法施行令第28条第2号に定める物質の取扱施設における安全確保の留意点

(「国民の保護に関する基本指針」に基づき、厚生労働省において平成17年に策定)

施設の種類	毒物劇物取扱施設	施行令第27条10号 第28条2号
<p>【施設の特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者が所持し、毒物又は劇物を保有する施設。なお、毒物又は劇物は、人や動物が飲んだり、触れたり、吸い込んだりした場合、生理的機能に急性的な危害を与える。 <p>※ 施設のうち、毒物においては20トン程度、劇物においては200トン程度貯蔵している施設は特に安全確保に留意すべき生活関連等施設に該当すると考える。また、住宅街の中心にある施設や特に毒性が強い毒物を取り扱う等の行為を行う施設において、当該施設が破壊され毒物劇物が漏洩したときに大多数の周辺住民等への被害が懸念される場合は、貯蔵量の多寡にかかわらず、特に安全確保に留意すべきと考える。</p>		
<p>【安全確保の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃事態において的確かつ迅速に安全を確保するために、平素より安全確保の措置等を準備するにあたって留意すべき事項を下記に定める。なお、準備にあたっては、まず、今ある毒物劇物の保管又は取り扱う設備や危害防止規定のマニュアルを見直し、施設の破壊等を目的とした人物の不法侵入を防ぐ措置や複数の設備等が同時に破損する事態などの武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭に、現在の設備やマニュアルに不足がないか検討し、順次、必要な事項の追加や修正を行うことを推奨する 		
<p style="text-align: center;">○ 武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭に置いた設備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 毒物劇物の保管又は取り扱う設備を敷地境界線から離れたところに配置する。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 漏洩時になるべく事業場外に漏れないように配慮 ※ 不審者に容易に見つけられ、盗取等されないよう配慮 毒物劇物の保管又は取扱う設備には施錠及び柵を設ける等を行い不審な人物が侵入できないようにする。 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合に事業場外へ流出しないよう措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 漏洩した毒物劇物を収容する設備(防液堤や排液処理設備)などの設置 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合、応急措置を行うために必要な中和剤及び措置を行う者のための保護具等を準備する。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 保護具は、複数の設備が破損した場合を想定し、十分な数を準備 ※ 中和剤は、必要に応じ関係他社と協力体制を構築し、緊急時に十分な量を確保できる手段を整備 ※ 土嚢(漏出のせき止め)、ビニールカバー(飛散を防ぐため)や空容器(漏洩した毒劇物を回収するため)等災害の拡大を防止するための部材等を準備 ※ 反応副生成物による被害が想定される場合においては、反応副生成物に対する保護具等の準備 上記の諸措置の実施計画を立て、実施する。 		

○ 武力攻撃事態における毒物劇物を取扱う設備等の管理体制に関する事項

- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備への出入りや鍵の管理体制を整備する。
- ・ 施設内の毒物劇物の種類と保有量について把握体制を整備する。
 - ※ 管理台帳、又は事業計画等での日単位の物量管理などからの把握方法や体制の整備
 - ※ 夜間や休日など現場担当者がいない場合でもどの設備にどの毒劇物があるか確認ができるよう現場事務所以外の守衛所等にも情報提供
 - ※ 毒劇物の種類と大まかな量について、消防機関、都道府県警察や自治体(県庁担当部局や保健所等)にも情報提供
- ・ 毒物劇物を取扱う設備の安全装置等が非常時に適切に機能するよう点検の実施体制を整備する。
- ・ 武力攻撃災害を回避するための毒物劇物を取扱う設備の緊急停止、毒物劇物の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。
- ・ 毒劇物の輸送時における武力攻撃災害を回避するため、搬送経路が武力攻撃の危機にさらされている場合に当該経路の毒劇物の輸送を最小限になるよう体制を検討する。
- ・ 海上輸送の場合においては、毒劇物輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 施設全体の警備体制を整備する。
 - ※ 施設への出入りに身分や携帯物の確認や毒物劇物施設の重点的な巡回の実施に関するマニュアルを整備。必要に応じ、防犯カメラ等の設備について検討
 - ※ 平素から自治体(県庁担当部局や保健所等)、都道府県警察等との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める
- ・ 上記の諸措置に関して、必要に応じ、訓練・教育計画を立て、実施する。
 - ※ 訓練計画は、消防機関、都道府県警察や自治体(県庁担当部局や保健所等)と相談して作成するとともに、訓練を実施するに当たっては、消防機関、都道府県警察や自治体(県庁担当部局や保健所等)と相談しつつ、周辺住民への参加も呼びかけて実施
- ・ 上記の諸措置に関する整備計画を立て、実施する。なお、武力攻撃事態に限らず、平素より実施可能なものは、現行の危害防止規定に当該規定を盛り込み、平素より実施する。

○ 武力攻撃災害時の応急措置体制に関する事項

- ・通報体制を整備する
 - ※ 消防機関、都道府県警察、海上保安部等^{注1}(臨海部に限る。)、自治体(県庁担当部局や保健所等)、事務所内関係者や周辺住民等への通報体制及び連絡先一覧の作成
注1: 海上保安部等とは海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署をいう。以下同じ
 - ※ 災害現場に立ち会ったものが速やかに連絡できるよう、連絡先一覧を関係者に周知するとともに、事業場の見やすいところに掲げる。特に、拡散しやすい毒物劇物など(ガス状のものや揮発性の高いもの、あるいは水と反応し有毒ガスを発生するものなど)、災害時に処置を行う間もなく周辺住民への危害が及ぶ恐れのある毒物劇物を保有している施設については、災害と同時に消防機関、都道府県警察、海上保安部等(臨海部に限る。)、自治体(県庁担当部局や保健所等)に連絡を取る体制やマニュアル等を整備
 - ※ 消防機関、都道府県警察、海上保安部等(臨海部に限る。)、自治体(県庁担当部局や保健所等)に連絡する場合に、災害を受けた施設の毒物劇物が何であるか、毒性の程度、応急措置に必要な装備や被害者の応急措置等が説明できるようMSDS等を連絡先一覧とセットで用意しておく。同時に被災者の応急措置や被災物質等に関する問い合わせに対応できる者の連絡先を登録できるよう、関係者の連絡先一覧を準備
 - ※ 災害現場が混乱して通報ができない場合も想定し、災害現場以外の、例えば守衛所等からでも通報ができるよう必要な情報を共有
- ・応急措置体制を整備する。
 - ※ 毒物劇物の保管又は取扱う施設からの毒物劇物の流出時における応急措置体制と方法
- ・避難体制を整備する。
 - ※ 関係者及び関係者以外の避難体制、避難経路、避難場所の設定をマニュアルに定める
- ・被害の拡大防止体制を整備する。
 - ※ 周辺住民の避難・対応方法等をマニュアルに定める。なお、当該マニュアルは消防機関や自治体(県庁担当部局や保健所等)と相談の上作成するとともに、周辺住民への周知に努める。
- ・上記の諸措置に関する整備計画及び訓練・教育計画を立て、実施する。

○ その他の留意事項

- ・上記の留意点は、緊急対処事態についても準用する。

9-2 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方

(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

9-3 緊急輸送道路一覧表

(1) 1次路線

ルート番号	路線名	起点(市内)	終点(市内)	車線数	管理者
2	東関東自動車道 水戸線	美浜区浜田2丁目	花見川区宇那谷町	4~6	東日本高速道路㈱
	主要地方道 千葉鎌ヶ谷松戸線	花見川区武石町1丁目	花見川区幕張町4丁目	4	千葉市
	千葉市道中瀬幕張町線	花見川区幕張町4丁目	美浜区中瀬2丁目	4	千葉市
3	東関東自動車道 館山線	中央区浜野町	中央区浜野町	4	東日本高速道路㈱
4	首都圏中央連絡自動車道	緑区小食土町	緑区小食土町	2	東日本高速道路㈱
8	京葉道路	花見川区幕張本郷1丁目	中央区浜野町	4~6	東日本高速道路㈱
9	千葉東金道路	中央区星久喜町	若葉区中野町	4	東日本高速道路㈱
11	一般国道14号	美浜区幕張西1丁目	中央区中央1丁目	2~4	国・千葉市
	一般国道357号	中央区千葉港	中央区千葉港	4	国
12	一般国道16号	花見川区横戸町	中央区村田町	4	国
	一般国道357号	中央区千葉港	中央区村田町	4	国
	千葉市道千葉港黒砂台線	中央区千葉港	中央区千葉港	2	千葉市
	千葉市道高洲中央港線	中央区千葉港	中央区中央港1丁目	2	千葉市
	臨港道路出洲1号	中央区中央港2丁目	中央区中央港2丁目	4	県
	臨港道路出洲2号	中央区中央港2丁目	中央区中央港2丁目	2	県
	臨港道路中央1号	中央区中央港1丁目	中央区中央港1丁目	4	県
	臨港道路中央2号	中央区中央港1丁目	中央区中央港1丁目	4	県
	臨港道路中央7号	中央区中央港1丁目	中央区中央港1丁目	4	県
	臨港道路中央11号	中央区中央港1丁目	中央区中央港1丁目	2	県
	臨港道路中央17号	中央区中央港1丁目	中央区中央港1丁目	2	県
	臨港道路中央16号取付道路	中央区中央港1丁目	中央区中央港1丁目	2	県
	千葉市道中央港10号線	中央区中央港1丁目	中央区中央港1丁目	2	千葉市
	千葉市道問屋町2号線	中央区問屋町	中央区問屋町	4	千葉市
千葉市道高洲中央港線	中央区問屋町	中央区中央港2丁目	2	千葉市	
13	一般国道51号	若葉区貝塚町	若葉区若松町	2~4	国
15	一般国道126号	若葉区中野町	稲毛区園生町	2~4	国・千葉市
	一般県道 誉田停車場中野線	若葉区中野町	若葉区中野町	2	千葉市
22	一般国道357号	美浜区真砂5丁目	美浜区浜田2丁目	4	国
38	主要地方道 千葉臼井印西線	若葉区高品町	稲毛区小深町	2	千葉市
	千葉市道新町若松町線	若葉区高品町	若葉区高品町	4	千葉市
39	主要地方道 生実本納線(千葉外房有料道路)	緑区平山町	緑区板倉町	2~4	千葉市・県道路公社
	千葉市道磯辺茂呂町線	若葉区大宮町	緑区平山町	2	千葉市
41	一般県道 本千葉停車場線	中央区新宿1丁目	中央区本千葉町	4	千葉市
	千葉市道本千葉町6号線	中央区本千葉町	中央区中央4丁目	4	千葉市
	千葉市道中央今井町線	中央区中央4丁目	中央区長洲1丁目	4	千葉市
	千葉市道市場町4号線	中央区市場町	中央区市場町	4	千葉市
	千葉市道本町22号線	中央区市場町	中央区本町3丁目	4	千葉市

※千葉市域における起点と終点を示す。

(2) 2次路線

ルート 番号	路線名	起点(市内)	終点(市内)	車線数	管理者
7	主要地方道 千葉茂原線	中央区浜野町	緑区中西町	2~4	千葉市
8	主要地方道 千葉船橋海浜線	美浜区豊砂	美浜区豊砂	4	千葉市
	千葉市道千葉臨海線	美浜区豊砂	美浜区新港	4	千葉市
	千葉市道新港11号線	美浜区新港	美浜区新港	4	千葉市
	千葉市道新港穴川線	美浜区新港	稲毛区穴川3丁目	4	千葉市
10	主要地方道 千葉大網線	緑区鎌取町	中央区市場町	2	千葉市
20	主要地方道 千葉鎌ヶ谷松戸線	花見川区武石町1丁目	花見川区長作町	2~4	県・千葉市
25	主要地方道 浜野四街道長沼線	稲毛区長沼町	稲毛区小深町	2	千葉市
	主要地方道 浜野四街道長沼線	若葉区谷当町	若葉区谷当町	2	千葉市
	千葉市道谷当町71号線	若葉区谷当町	若葉区谷当町	2	千葉市
	主要地方道 浜野四街道長沼線	若葉区谷当町	中央区生実町	2~4	千葉市
	千葉市道塩田町誉田町線	中央区生実町	中央区生実町	4	千葉市
26	主要地方道 長沼船橋線	花見川区長作町	稲毛区長沼町	2	千葉市
42	千葉市道新町若松町線	中央区要町	若葉区高品町	4	千葉市
43	千葉市道高洲中央港線	美浜区幸町2丁目	中央区千葉港	2	千葉市
44	千葉市道磯辺茂呂町線	若葉区大宮町	若葉区若松町	2	千葉市
47	主要地方道 千葉大網線	緑区誉田町2丁目	緑区小食土町	2	千葉市

※千葉市域における起点と終点を示す。

9-4 自衛隊派遣要請（部隊撤収）に係る県知事への依頼文

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市町村長

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市町村長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣
部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤 収 日 時 年 月 日 時 分

2 撤 収 理 由

3 その他必要事項

<p>6 (命令・措置)を行った場所の前後の状況</p>	
<p>7 備 考</p>	

備考 1 6には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。
2 ()内については、該当するものを○で囲むこと。
3 破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を添付すること。
4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。

用紙の大きさは、A4とする。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令

(平成25年10月1日内閣府令第69号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十七条第三項（同令第五十二条において準用する場合を含む。）の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第一から別記様式第三まで及び別記様式第四のとおりとする。

附 則

この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

別記様式第一

収用第 号	公 用 令 書					氏名 住所
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第 81 条第 2 項 第 81 条第 4 項 第 183 条において準用する第 81 条第 2 項 第 183 条において準用する第 81 条第 4 項					の規定
に基づき、次のとおり物資を収用する。						
(理由)						
年 月 日						
処分権者 氏名						印
収用すべき物資の種類	数量	所在場所	引渡期日	引渡場所	備 考	

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第二

保管第 号	公 用 令 書				氏名 住所
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 81 条第 3 項 第 81 条第 4 項 第 183 条において準用する第 81 条第 3 項 第 183 条において準用する第 81 条第 4 項					の規定
に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。					
(理由)					
年 月 日					
処分権者 氏名					印
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考	

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第三

使用第 号	公 用 令 書				氏名 住所		
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 82 条 第 183 条において準用する第 82 条					の規定に基づ		
き、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。							
(理由)							
年 月 日							
処分権者 氏名					印		
名 称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

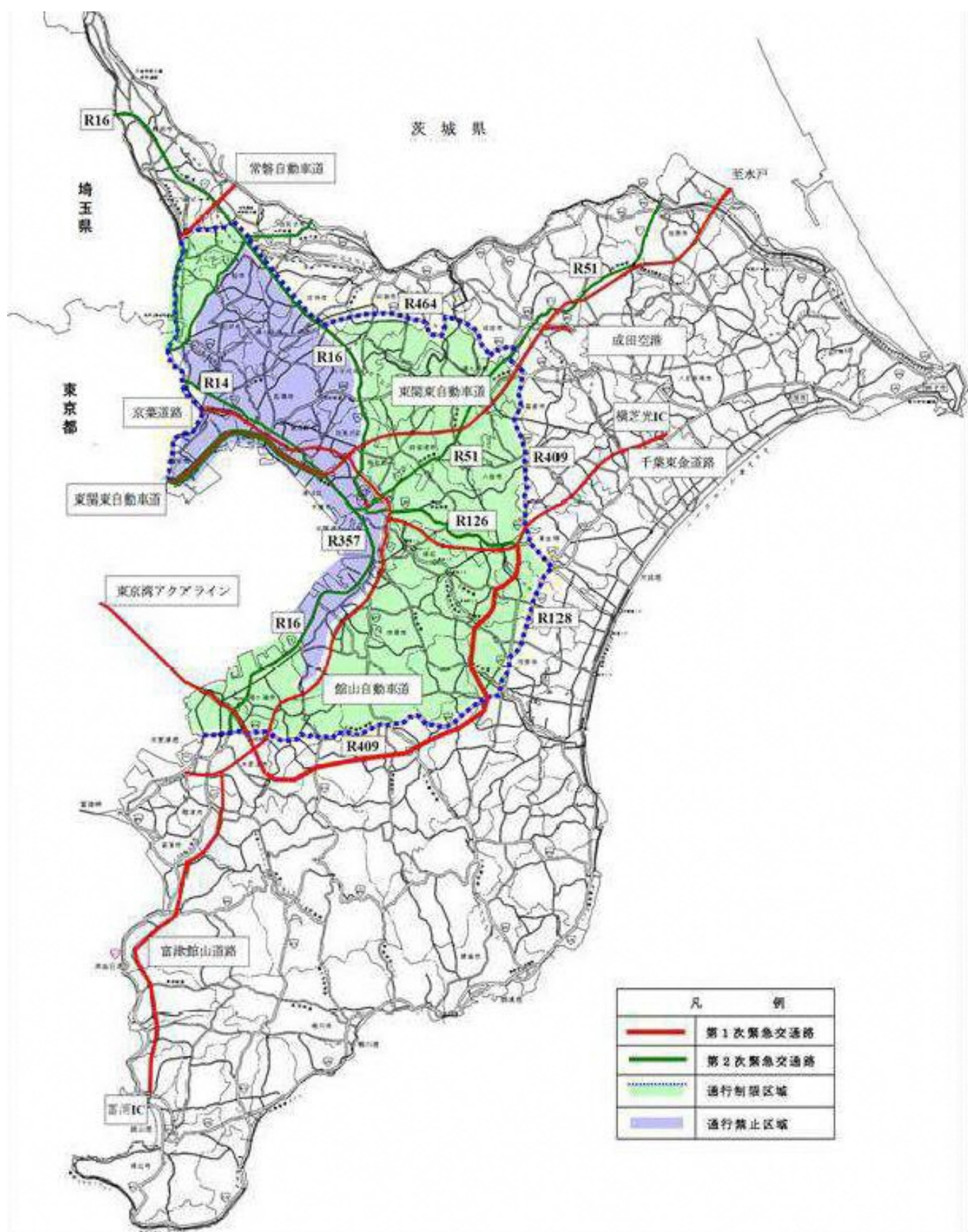
別記様式第四

取消第	号			
		公	用	取
		消	令	書
				氏名
				住所
				第 81 条第 2 項
				第 81 条第 3 項
				第 81 条第 4 項
				第 82 条
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律				第 183 条において準用する第 81 条第 2 項 の規定
				第 183 条において準用する第 81 条第 3 項
				第 183 条において準用する第 81 条第 4 項
				第 183 条において準用する第 82 条
に基づく公用令書（	年	月	日第	号）に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国
民の保護のための措置に関する法律施行令			第 16 条	
			第 52 条において準用する第 16 条	の規定により、これを交付する。
（取り消した処分の内容）				
	年	月	日	
			処分権者	氏名
				印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

9-7 千葉県京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画

項目	内容					
1 通行禁止区域	下記及び別図のとおり、◇印26か所の車両通行禁止規制線（国道16号等）南西側とする。					
2 通行制限区域	下記及び別図のとおり、○印31か所の車両通行制限規制線（国道16号、国道464号等）南西側の地域とする。					
3 緊急交通路	下記及び別図のとおり。					
4 実施事項	<p>(1) 通行禁止・制限規制線上の検問場所において、規制地域への一般車両の流入を禁止・抑制する。 （規制線を迂回路とし、車両を左右に誘導し規制地域への流入を禁止する）</p> <p>(2) 別図の緊急交通路上の検問所において一般車両を排除し被災地に向かう緊急通行車両（救助活動等の車両）の緊急交通路を確保する。</p> <p>(3) 上記検問所のうち交付検問所において、緊急通行車両の事前届出済証等の確認を行い、緊急通行車両標章及び確認証明書の交付を行う。</p> <p>(4) 運転者及び住民等に対し、流入抑制場所や緊急交通路確保のための交通規制情報をラジオ等及び車両の拡声器等により積極的に提供し、交通総量の抑制に努める。</p>					
5 配置場所	交通規制線	通行禁止	道路名	検問場所	配置人員	
			箇所	人員		
		通行制限	国道6号	◇第2中学校前、◇陣ヶ前、◇根木内	3	6
			国道16号 (一部297号)	◇大井、◇大島田、◇折立、◇白井、◇小室、◇島田台十字路、◇下市場、◇長沼、◇穴川インター北側、◇穴川インター千葉方向分岐、◇都橋南側、◇加曾利高架橋西側、◇松ヶ丘橋西側、◇浜野高架橋下東側、◇千葉石油前、◇千葉健康ランド前、◇八幡橋際、◇市原インター東側、◇岡島ビル前山側	19	38
			江戸川沿い	◇広小路、◇今井橋取付部、◇浦安橋取付部、◇舞浜	4	8
			県道守谷・流山線	○南T字路、○コマ食堂前、○高田原交番前	3	6
			国道464号	○高橋方前、○多田羅IC、○天王前、○竜腹寺南、○瀬戸、○宗吾霊堂前、○乃ぞ美の園先	7	14
			国道51号	○ブリジストンタイヤ東側、○富里インター入口	2	4
			国道409号	○とん八亭前、○住野、○八街十字路	3	6
			国道126号	○丘山小学校入口	1	2
			国道128号	○大網バイパス入口、○経田十字路、○外房有料道路入口、○バイパス入口	4	8
			国道409号	○米沢、○高谷十字路、○笠原製綿西側、○トキワ肉店前、○清川、○長須加郵便局前、○長須加交番前	7	14
		江戸川	○流山IC入口、○流山八丁目、○古ヶ崎五差路、○浅間橋	4	8	
計			◇通行禁止検問所	26	52	
			○通行制限検問所	31	62	
5 配置場所	第1次緊急交通路	道路名	検問場所	配置人員		
		箇所	人員			
		首都高速湾岸線	□舞浜IC～□潮来ICまでの各インターチェンジ	9	24	
		東関東自動車道				
		新空港自動車道	□成田JCT～□空港までのインターチェンジ、料金所及び流入入口	5	12	
		京葉道路	□市川IC～□蘇我ICまでの各インターチェンジ	10	26	
		館山自動車道	□市原IC～□富浦ICまでの各インターチェンジ	6	16	
		富津館山道路				
		東京湾アクアライン連絡道	□木更津金田IC～□横芝光ICまでの各インターチェンジ及び料金所	6	16	
		首都圏中央連絡自動車道				
		銚子連絡道路				
		千葉東金道路	□千葉東IC～□東金JCTまでの各インターチェンジ及び料金所	2	8	
		常磐自動車道	□流山IC～□柏ICまでの間	2	10	
第2次緊急交通路	国道14号	△本八幡駅前～△鷺沼一丁目までの間	9	18		
	国道357号	△美浜立体～△県立衛生短大西側までの間	14	28		
	国道14号	△千葉西警察署入口～△登戸までの間	4	8		
	国道357号	△寒川大橋南側～△茂原街道入口までの間	2	4		
	国道16号(市原方面)	△五十谷橋際～△桜井交差点までの間	5	10		
	国道51号	△車坂下～△新水郷橋際までの間	14	28		
	国道6号	△七畝割～△青山台入口までの間	16	32		
	国道16号(野田方面)	△金野井大橋取付部～△コココーラ前までの間	4	8		
	国道126号	△穴川十字路～△宮田までの間	3	6		
計			□第1次緊急交通路	40	112	
			△第2次緊急交通路	71	142	
6 備考	<p>(1) 緊急交通路は、上記及び別図のとおりとするが、道路の損壊状況等に応じ、△の国道を第2次緊急交通路として別に指定するものとする。</p> <p>(2) 各検問所の設置箇所は別表1から4のとおりである。</p> <p>(3) 上記検問場所は、信号機の交差点名とし略称とした。</p>					



9-8 緊急通行車両等及び規制除外車両の確認及び事前届出事務手続き等に関する要綱 (抜粋)の要旨

災害対策基本法第76条第1項(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)により、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている場合又大規模地震対策特別措置法第9条(昭和53年法律第73号。以下「地震法」の規定により、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができるとされ、また、地震法第24条の規定により避難路又は緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができるとされている。

この場合、災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。)及び地震法第24条に規定する緊急通行車両(以下「緊急通行車両等」という。)については、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。)第33条第1項又は大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年第385号。以下「地震法施行令」という。)第12条第1項の規定により、知事又は公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることになる。

しかしながら、阪神・淡路大震災等の経験に鑑みると、災害時には確認のための膨大な事務手続き等に対する処理能力が十分に確保されない状態が予想され、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動(以下「災害時応急対策等」という。)を迅速かつ円滑に行うためには、緊急通行の交通需要を事前に把握し、かつ、そのための事務の迅速化を図ることが必要であることから本要綱が制定されたものであるが、東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、災害時応急対策等を迅速かつ円滑に行うためには、新たに緊急通行車両等以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両(以下「規制除外車両」という。)とすることが必要であったことから本要綱を改正し、災害応急対策の適正を図ることとした。

9-9 緊急通行車両等及び規制除外車両の確認及び事務手続き等

1 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行うものとする。

ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標を有しているものについては、あらかじめ交通規制の対象から除外し、緊急交通路の通行に際しては確認標章の掲示を不要とするため、事前届出の対象としないこととする。

(1) 事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該当する車両であること。

ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 申請に係る車両を使用して行う事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

(ア) 災対法に基づく災害応急対策

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 地震法に基づく地震防災応急対策

- a 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- f 緊急輸送の確保に関する事項
- g 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- h その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づく緊急

事態応急対策

- a 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の収集の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- f 緊急輸送の確保に関する事項
- g 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

(エ) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）に基づく国民の保護に関する対策

- a 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置
- b 施設及び設備の応急の措置に関する事項
- c 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
- d 輸送及び通信に関する措置
- e 国民の生活の安定に関する措置
- f 被害の復旧に関する措置

(2) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を經由し、公安委員会に申請するものとする。

(ウ) 申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第 1 号様式）2 通に、当該車両を使用して行う業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）及び自動車検査証（以下「車検証」という。）の写しを添えて行うものとする。

イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行うものとし、前記（1）ア及びイについて審査するものとする。

ウ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第 1 号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

エ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から、事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に「再」と朱書し、再交付するものとする。

オ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車になったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

2 発災時の緊急通行車両の確認

災対法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表 1・2 のものが行い、その確認方法については、次のとおり行うものとする。

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

- (ア) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための必要な審査は、省略するものとする。
- (イ) 他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。
- (ウ) 確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとし、原則として発行の日の翌日から起算して 1 か月後の日とする。

(2) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

イ 対象車両

原則として前記 1 (1) ア及びイ (ア) の対象車両と同様とする。

ウ 申請書類

緊急通行車両等確認申請書（別記第 3 号様式。以下「確認申請書」という。）に、災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行うものとする。

エ 確認

- (ア) 届出済証の交付を受けていない車両の使用から申出があった場合は、原則として警察署において緊急通行車両であることの確認を行うものとする。
- (イ) 前記 1 (1) イ (ア) に掲げる要件について審査するものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災対法施行令第 33 条第 2 項並びに災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項に規定する標章（別記第 4 号様式）及び緊急通行車両確認証明書（別記第 5 号様式）に必要な事項を記載し交付するものとする。

表1 届出済証の交付を受けている車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長 高速道路交通警察隊長 警察署長	交通検問所 警察署 高速道路交通警察隊本部 県警本部

表2 届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長 高速道路交通警察隊長 警察署長	交通検問所 警察署 高速道路交通警察隊本部 県警本部
知事	防災危機管理部危機管理課長 各地域振興事務所の地域振興課長	本庁 各地域振興事務所

3 地震災害に関する警戒宣言発令時の緊急輸送車両の確認等

- (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記2(1)と同等に行うものとする。
- (2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記2(2)アからウまでと同様に行い、前記1(1)イ(イ)に掲げる要件について審査を行うものとする。
- (3) 地震法に基づく緊急輸送車両であることの確認を行った場合は、地震法施行令第12条第2項及び大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号)第6条に規定する緊急輸送車両確認証明書(別記第6号様式)及び標章の交付の措置をとるものとする。
- (4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記(3)の緊急輸送車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記2(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

4 規制除外車両の事前届出

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、その申請に基づき、規制除外車両に該当するか否かの審査を事前に行うものとする。

(1) 事前届出の対象車両

緊急通行車両とならない車両であって、次のいずれかに該当する車両であること。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 規制除外車両の事前届出に関する手続

- ア 事前届出の申請

(ア) 申請者及び申請先

前記1(2)ア(ア)及び(イ)の規定は、規制除外車両の事前届出に準用する。

(イ) 申請書類

規制除外車両事前届出書(別記第8号様式)2通に、次の書類を添えて行うものとする。

a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

車検証及び医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類

b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

車検証及び使用者が医薬品・医療機器・医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

c 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)

車検証及び車両の写真(自動車番号標及び車両の構造又は装置が確認できるもの)

d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

車検証及び車両の写真(自動車番号標及び車両の形状が確認できるもの)。ただし、重機輸送用

車

両については、建設用重機と同一の利用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が規制除外車両に該当するか否かの審査を行うものとし、前記(1)について審査するものとする。

ウ 届出済証の交付

審査の結果、規制除外車両に該当すると認められたものについては、規制除外車両事前届出済証(別記第8号様式。以下「除外届出済証」という。)を申請者に交付するものとする。

エ 緊急通行車両に係る届出済証の再交付等に関する規定の準用

前記1(2)エ及びオの規定は、除外届出済証の再交付等の手続に準用する。

5 発災時の規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、警察署長等が警察署、県本部、高速道路交通警察隊本部及び交通検問所において、次のとおり行うものとする。

(1) 事前届出車両の確認

ア 確認

除外届出済証を受領し、除外届出済証に記載されている自動車登録番号と現に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号を確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

(ア) 届出済証の交付を受けていない規制除外車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための審査は省略するものとする。

(イ) 他の公安委員会が発行した除外届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が発行した除外届出済証と同様に取り扱うものとする。

(ウ) 確認標章の有効期限については、原則として発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

(2) 事前届出車両以外の車両に係る確認

ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

イ 対象車両

発災直後においては、事前届での対象とする車両に対して規制除外車両であることの確認を行う。

発災後、事前届出対象外の車両の通行が可能となった場合には、交通規制課において警察庁と調整の上、次に掲げる車両を規制除外車両とするものとする。

(ア) 燃料を輸送する車両（タンクローリー）

車検証等により車両の形状を確認する。

(イ) 路線バス・高速バス

車検証の使用者が一般乗合旅客自動車運送自動車で、乗車定員が11人以上であることを確認する。

(ウ) 霊きゅう車

車検証等により車両の形状を確認する。

(エ) 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

車検証で事業用の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、次に掲げる物資等を輸送することを確認する。

a 医薬品、医療機器、医療用資材等

b 食料品、日用品等の消費財

c 建築用資材

d 金融機関の現金

e 家畜の飼料

f 新聞、新聞用ロール紙

(オ) 警察署長が通行させることをやむを得ないと認めた車両

ウ 申請書類

規制除外車両確認申請書（別記第10号様式）に規制除外対象車両であることを証する車検証等を添えて行うものとする。

エ 確認

(ア) 除外届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において規制除外車両であることの確認を行うものとする。

(イ) 前記4（1）及び5（2）イに掲げる対象車両に該当するか否かについて審査を行うものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

規制除外車両であることの確認を行った場合には、災対法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び第2項に規定する標章（別記第4号様式）及び規制除外車両確認証明書（別記第11号）に必要な事項を記載し、交付するものとする。

(警察署) 受理番号 号

災 害 地 震 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 書 年 月 日 千葉県公安委員会 様 申請者住所 氏名 印 委託 <input style="width: 20px; height: 20px;" type="checkbox"/>	災 害 地 震 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 済 証 第 号 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 千葉県公安委員会 印 <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin: 10px auto;"></div>
自動車登録番号	備 考
車 両 の 用 途 (緊急輸送を行う 車両にあっては 輸送人員又は品 名 を 記 載)	1 警報 (地震予知情報) の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難 (救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急復旧 (整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等 (具体的に備考欄に記載) 10 緊急輸送 (人) ※品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他 ()
使用者	住 所 氏 名
出 発 地	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの県警本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、千葉県公安委員会 (警察署又は警察本部交通規制課経由) に届け出てください。 3 次に該当するときには、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
備 考	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの県警本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、千葉県公安委員会 (警察署又は警察本部交通規制課経由) に届け出てください。 3 次に該当するときには、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

注2：緊急輸送の場合は、輸送人員を () に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

災 害 応急対策用 地 震 防 災 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 確 認 申 請 書					
年 月 日					
千葉県公安委員会 様					
申請者 住所 氏名 印					
自 動 車 登 録 番 号					
車 両 の 用 途 (緊急輸送を行う車両にあ っては輸送人員又は品名 を記載)	1 警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急処置 3 救難（救護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急の復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための処置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載） 10 緊急輸送（ 人） ※品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医 薬 品 6 その他（ ）				
使 用 者	住 所 氏 名 () 局 番				
通 行 日 時	月 日 : から 月 日 : の間				
通 行 経 路	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">出 発 地</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地		
出 発 地	目 的 地				
備 考					

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

注2：緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

登録車両番号

緊 急

有効期限

年月日

(警察署) 第 号

<p>緊 急 通 行 車 両 等 確 認 証 明 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>千葉県知事 千葉県公安委員会</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: auto;"> <p>印</p> </div> </div>					
自動車登録番号					
車 両 の 用 途 (緊急輸送を行う車両に あっては輸送人員又は品 名を記載)	1 警報の発令、伝達及び勧告、指示 2 消防、水防その他の応急処置 3 救難、救助、保護 4 児童・生徒の応急教育(教材運搬等) 5 施設、設備の応急復旧 6 清掃、防疫その他保健衛生の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防衛、拡大防止(具体的に備考欄へ記載) 10 緊急輸送()人 ※品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他()				
使用者	住 所 氏 名 () 局 番				
通 行 日 時	月 日 : から 月 日 : の間				
通 行 経 路	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">出 発 地</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地		
出 発 地	目 的 地				
備 考					

注1 : 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 : 緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 千葉県公安委員会 様 申請者住所 (電話) 氏名 印	災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 千葉県公安委員会 印				
自動車登録番号					
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあつては 輸送人員又は品 名を記載)	(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの県警本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときには、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、交通規制対象除外車両としての必要性がなくなったとき。				
使用者 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">住所</td> <td style="padding: 2px;">() 局 番</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名</td> <td></td> </tr> </table>	住所	() 局 番	氏名		
住所	() 局 番				
氏名					
出 発 地					
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。					

備考 1:届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2:用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

<p>規 制 除 外 車 両 確 認 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>千葉県公安委員会 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 印</p>					
自動車登録番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載）					
使用者	住所 () 局 番				
	氏名				
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間				
通行経路	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">出 発 地</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地		
出 発 地	目 的 地				
備 考					

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

<p>規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉県公安委員会 印</p>	
自動車登録番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載）	
使用者	住所 () 局 番
	氏名
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間
通行経路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

9-10 安否情報に係る規定

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（安否情報省令）

（平成17年3月28日総務省令第44号）

（最終改正：平成18年3月31日総務省令第50号）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第三条 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備考	

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報照会書

年 月 日

総務大臣
（都道府県知事） 様
（市町村長）

申請者
住所（居所） _____
氏 名 _____

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()
備考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
※	申請者の確認	
※	備考	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないでください。

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日

様

総務大臣
(都道府県知事)
(市町村長)

年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入願います。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入願います。